特定非営利活動法人日本パラ・パワーリフティング連盟

役員選考委員会規程

（目　的）

第 1 条　この規程は、特定非営利活動法人日本パラ・パワーリフティング連盟（以下本連盟という。）の役員選考委員会の設置に関し必要な事項を定め、かつその運営の円滑化を図ることを目的とする。

（設置及び任務）

第 2 条　本連盟は、前条の目的を達成するため、役員選考委員会を設置する 。

- 2　役員選考委員会は、総会で選任される理事及び監事（以下「役員」という）の候補者の選考を行うことを任務とする。

（構　成）

第 3 条　役員選考委員会は、必要に応じて理事長が招集する。

- 2　理事長は、役員選考委員会の設置について理事会に諮り、委員長を指名する。
- 3　委員長は、正会員、有識者から 4 名以上 7 名以内を選考し、理事長に報告する。
- 4　委員が役員候補に選出された場合は委員を退任する。
- 5　委員会構成に当たっては、現職理事が委員の半数以上を占めない

（招集及び開催）

第 4 条　役員選考委員会は、委員長が役員の選任を行う総会の開催に先立ち開催し、開催する。

- 2　役員選考委員会の議長は委員長とする。
- 3　委員長は、役員選考委員会の開催に当たり、若干名の理事の出席を求めて意見を聴取することができる。

（選出方法）

第 5 条　役員選考委員会の決議は、委員の 3 分の 2 以上の出席をもって行う。

- 2　役員選考委員会は、次の手順に従って候補者を選考する。

1　パラ・パワーリフティング競技を理解し、パワーリフティング発展の為に尽力できる者を候補とする。

2　候補者は満 18 歳以上とし、選考時に満 75 歳を超えてはならない。

3　役員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、役員としての在任期間は通算 10 年を上限とする。通算 10 年に達した者について、役員選考委員会が、スポーツ団体ガバナンスコードが定める例外に該当すると判断した場合は、選考することができる。なお、通算 10 年に達した後、2 期（4 年）以上役員を退任した者については、新たに役員候補者として選考することができる。

4　役員は女性 40%以上、外部役員は 25%以上となるよう選考する。

5　法令及び定款が定める欠格事由又は制限事由に該当しない者を候補とする。

（ 候補者名簿及び議事録 ）

第 6 条　役員選考委員会は、議事終了後速やかに第 5 条第 2 項（1）（2）の役員候補者名簿及び議事録を作成し、委員長及び出席した委員が議事録に記名押印し、その候補者名簿と議事録を総会に提出しなければならない。

- 2　第 5 条第 2 項（1）（2）に関し、前項と同様の手続きを経て、その候補者名簿と議事録を理事会に提出しなければならない。

（任　期）

第 7 条　委員の任期は、選任された日から候補役員が決定する総会までとする。

（報　酬）

第 8 条　委員は、無報酬とする。

- 2　委員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

（改　廃）

第 9 条　この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附　則

この規程は、令和 4 年 10 月 14 日より施行する。

この規程は、令和 8 年 9 月 7 日に改訂し、同日より施行する。